

## 令和4年度 美郷町早期退職募集実施要項

### 1 趣旨

この要項は、美郷町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成26年美郷町条例第4号）第3条の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集（以下単に「募集」という。）について必要な事項を定める。

### 2 退職すべき期日

募集に応募し、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けた職員の退職すべき期日は、**令和5年3月31日**とする。

### 3 募集する人数

募集する人数は**若干名**とする。

### 4 募集の期間

募集の期間は**令和4年7月4日（月）から令和4年7月22日（金）まで**とする。

### 5 募集の対象となるべき職員の範囲

- (1) 募集の対象となるべき職員は、**令和5年3月31日**において、秋田県市町村職員の退職手当に関する条例（昭和33年秋田県市町村総合事務組合条例第2号）上の勤続年数が20年以上の職員とする。
- (2) 上記対象職員には、次に掲げる職員は含まれないものとする。
  - ① 臨時的に任用される職員
  - ② 退職すべき期日までに定年に達する職員
  - ③ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集開始の日において受けている職員又は募集の期間中に受けた職員

6 応募又は応募の取下げの手續

- (1) 募集に応募しようとする職員は、上記4の期間内に、応募申請書（様式第1号）を総務課長あて提出するものとする。
- (2) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、応募取下げ申請書（様式第2号）を総務課長あて提出するものとする。

7 応募の認定又は不認定の通知の予定時期

応募の認定又は不認定の通知の予定時期は、**令和4年9月30日（金）**とする。

8 不認定となる場合

応募をした職員について、次の各号のいずれかに該当する場合は認定しないものとする。

- ① 応募者が当募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募者が応募した後懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ③ 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

9 早期退職募集に関する問い合わせ先

総務課総務班 高橋（内線 1205）